

東部教育事務所移転に伴う運搬業務委託仕様書(案)

東部教育事務所移転に伴う書類及び事務用品、情報機器等（以下「移送物品」という。）の運搬業務委託（以下「運搬業務」という。）については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

運搬業務については、本書及び委託者の指示に基づいて実施するものとし、本書に記載がない事項については、委託者と協議のうえ実施するものとする。

記

1 搬出場所と搬入場所

移送物品の搬出場所と搬入場所は次のとおりである。

- ・搬出場所 佐賀県総合庁舎 4 階 東部教育事務所(佐賀市八丁畷町八番一号)
執務室・倉庫・教育相談室・所長室・更衣室・書庫
- ・搬入場所 ニュー寺元ビル 2 階 （佐賀県佐賀市中央本町1-10）
執務室・相談室・所長室・応接室・倉庫

2 搬出、搬入日及び作業時間

- (1) 移送物品については、令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）に一日で原則行うものとする。
一日で完了しない場合については、翌 1 5 日(水)に残った物品を運ぶものとする。
台風・大規模災害等やその他諸般の事情で当日に業務を行えない場合については別途協議のうえ日にちを定める。
- (2) 作業時間は午前 8：30 から午後 1 7：1 5 の間とし、業務を作業時間外に行う必要がある場合は、委託者の了承を得ること。

3 移送物品

移送物品は、書類や事務用品、情報機器等であり、その主要な種別と数量の概要は資料のとおりである。資料は主要な運搬物を記載しているものであり、資料に記載のない書類や消耗品・軽微な物品も移送するものとする。

なお、受託者は、運搬業務を円滑に実施するため、執務室等の配置や状況、搬入搬出経路の状況及び移送物品の状況等を事前に把握しておくこと。

移送しない物品については、東部教育事務所内にそのまま置いておくこと。

4 運搬業務に係る作業区分等

運搬業務に係る作業区分は次のとおりとする。

(1) 委託者が行う業務

- ①移送物品のうち委託者で容易に梱包できるものについて、梱包と移送先を示したラベ

ルの貼付け及び移送物品を置いている箇所（以下「搬出箇所」という。）での引き渡し
移送物品のうち委託者で容易に梱包できないものについて、ラベルを貼付けて現状のま
まで搬出場所での引渡し（機器に付属しているケーブル、電源コード類は取外して整頓
して引渡す）

②搬出、積込みの確認と荷卸し、搬入の確認

③委託者が指定し受託者が運搬した箇所（以下「搬入箇所」という。）での開梱、整理

（２）受託者が行う業務

①梱包用資材（梱包テープ、ラベル等）の提供

※段ボールについては、契約に含めません。原則当方で別業者に発注しますが、契約締結
後に追加で契約業者へ別途発注する可能性があります。

②搬入先駐停車場所周辺の円滑な交通の確保に必要な対策を講じること

③運搬業務遂行に必要な関連業者との調整

④作業に必要な場所等の養生

⑤現状のままで渡された移送物品について、緩衝材の使用など移送物品に損害を与えない
ための必要な措置

⑥搬出箇所から車両への積込み、運送、荷卸し、搬入箇所への運搬

⑦作業員の監督と運搬中の移送物品の監視

⑧作業に要した場所の整理、清掃

⑨不要となった梱包用資材の回収

５ 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後、工程や作業車等の配置等を示した作業計画書、連絡体系表を委
託者に提出し、承認を得なければならない。

６ 作業責任者の配置

（１）受託者は、作業責任者を選任し、委託者に名簿を提出すること。

（２）作業責任者は、委託者との連絡調整、作業員の指揮監督を行うこと。

７ 作業員の配置

受託者は、運送業務が安全にかつ円滑にできるように作業に従事する者（以下「作業
員」という。）を確保し、必要な箇所に配置すること。

８ 作業責任者から報告

作業責任者は、次の場合は、委託者に直ちに連絡又は報告すること。

（１）作業員に事故があったとき。

- (2) 委託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- (3) 委託業務の実施中、移送物品及び施設・設備等を破損、汚損したとき。
- (4) 第三者に、損害等を与えたとき。
- (5) その他必要と思われる事項。

9 現場管理

- (1) 受託者は、来訪者、県職員及び作業員等への安全を確保すること。
- (2) 受託者は、運送業務の実施に伴う作業員の疾病、傷害、その他事故等については、原因の如何にかかわらず責任を負うこと。また、第三者に与えた損害等についても同様とする。
- (3) 作業責任者及び作業員は、運送業務に従事中は、受託者と認識できる服装等を着用すること。
- (4) 作業責任者及び作業員は、運送業務の実施にあたり、火気使用、騒音等に注意すること。
- (5) 作業責任者及び作業員は、作業区域以外に立ち入るときは、関係部署の承諾を得ること。
- (6) 指定された場所以外では休憩や喫煙はしないこと。

10 運搬業務上の留意点

- (1) 2の(1)の日程については大規模災害等を伴うおそれがある場合を除き、雨天であっても運搬業務を行うため、雨天の場合は防水対策等の必要な措置を行うこと。
- (2) 受託者は、この業務の実施にあたっては、作業員に運搬業務の内容等を周知徹底し、善良なる管理者の注意義務をもって行うこと。
- (4) 受託者は運搬業務の遂行上、知り得た秘密及び個人情報に関する事項を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、そのことについて作業員に対し徹底させること。